

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 地方税法の一部改正に伴い、出産する被保険者の産前産後期間における国民健康保険税の免除及び規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

国立市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年 4 月国立市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額および被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額および被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の

額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（3） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（4） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（5） 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（6） 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

第24条第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「または雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定す

るものをいう。)」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第２４条の２ 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- （１） 納税義務者の氏名、住所、生年月日および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- （２） 出産被保険者の氏名、住所、生年月日および個人番号
- （３） 出産の予定日
- （４） 単胎妊娠または多胎妊娠の別
- （５） その他市長が必要と認める事項

２ 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （１） 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- （２） 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- （３） 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

３ 第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。

４ 第１項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項および第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。

附則第２項中「第２１条第１項」を「第２１条」に、「同項」を「同条第１項」に改める。

附則第３項、第４項、第６項から第９項まで、第１２項及び第１３項中「第２１条第１項の」を「第２１条の」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年１月１日から施行する。ただし、第２２条、第２４

条第 2 項及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第 21 条第 3 項及び第 24 条の 2 の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。